

三田市告示第 9 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により、次のとおり公示する。

平成 30 年 2 月 1 日

（特定行政庁）三田市長 森 哲 男

1 中間検査を行う区域

三田市全域

ただし、建築物の敷地が他市にわたる場合においては、敷地の過半が三田市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。

- (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅（以下「住宅」という。）で、床面積が 50 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上であるもの
- (2) 法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。）

3 特定工程及び特定工程後の工程

次の表に掲げる工程を特定工程及び特定工程後の工程とする。

建築物の構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程 (法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含む建築物に係るものを除く。)	
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
木造	基礎（基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。）の配筋工事（階数が 2 以下の住宅を除く。）	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事 (枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組工法にあっては耐力壁の設置工事)	壁の内装工事又は外装工事
鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2 階の床版の取り付け工事	壁の内装工事又は外装工事

鉄筋、 鉄骨鉄 筋コン クリー ト造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆う コンクリートの打 設工事	2階の床及びこれ を支持するは りの配筋工事(当 該工事を現場で 行わないものは、 2階の床版の取 り付け工事)	2階の床及びこれ を支持するはりの 配筋を覆うコンク リートの打設工事 (当該工事を現場 で行わないものは、 2階の柱及び壁の 取り付け工事)
木造と 木造以 外の構 造を併 用する 構造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆う コンクリートの打 設工事	木造の柱、はり及 び筋かいの建て 方工事(枠組壁工 法、木質プレハブ 工法又は丸太組 工法にあっては 耐力壁の設置工 事)	壁の内装工事又は 外装工事
備考 複数の異なる構造を併用する建築物（木造を併用するものを除く。）で、2以上の工事の工程を含むものにあつては、いずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。また、中間検査を行う建築物が2棟以上ある場合又は工事を複数の工区に分けて施工する場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。				

4 中間検査を行う建築物の適用除外

- (1) 法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の10第1項の規定による型式適合認定を受けて建築する建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

付 則

- 1 この告示の規定は、平成30年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- 2 平成27年三田市告示第26号による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物は、この告示による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物とみなす。